

補足資料

【R3.5.28 厚生労働省による事業の質疑応答】

単独支援給付金及び統合支援給付金の支給対象となる病床数は、休棟等で報告した病床（休棟中で報告した病棟の許可病床数、並びに高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能の病棟のうち、過去1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床数）を削減した上で、対象3区分の稼働病床から減少した病床数に対して支給額が算定されることとなります。

【補助要件1】以下の病床を減

- ①高度急性期、急性期、慢性期の病床のうち、R2病床機能報告で報告した「過去1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床数（＝非稼働病床数）」
- ②R2病床機能報告において、「休棟中」とした病床数

【補助要件2】

要件1の病床を削減した後の、高度急性期、急性期、慢性期の病床の合計から、10%以上を削減。
→ このケースの場合、60床（高度急性期 20床、急性期 20床、慢性期 20床）の10%である6床以上の病床削減が必要。

具体例

R2病床機能報告による病床数

高度急性期 25床		急性期 25床		回復期 25床		慢性期 25床		休棟 10床
稼働	非稼働	稼働	非稼働	稼働	非稼働	稼働	非稼働	
20床	5床	20床	5床	20床	5床	20床	5床	

合計110床

【補助要件1】の削減後

高度急性期 20床		急性期 20床		回復期 25床		慢性期 20床	
稼働		稼働		稼働	非稼働	稼働	
20床		20床		20床	5床	20床	

合計85床（回復期を除くと60床）

【補助要件2】の削減後 ※ 以下のどちらの形態でも可能

高度急性期 18床		急性期 18床		回復期 25床		慢性期 18床	
稼働		稼働		稼働	非稼働	稼働	
18床		18床		20床	5床	18床	

合計79床（回復期を除くと54床）

高度急性期 20床		急性期 14床		回復期 25床		慢性期 20床	
稼働		稼働		稼働	非稼働	稼働	
20床		14床		20床	5床	20床	

合計79床（回復期を除くと54床）